

源泉徴収指導のご案内

- ◆ 場 所：茨城町商工会館
- ◆ 日 時：令和2年7月1日(水)～10日(金)
午前9:00～12:00
午後1:00～4:00
※土日は休みです。
- ◆ 手数料：1事業所…300円

【持参するもの】

- ・源泉徴収簿
- ・扶養控除等異動申告書
- ・給与支払いに関する帳簿、伝票等
- ・所得税徴収高計算書(納付書)
- ・前年度分給与関係資料

※給与支払いのある人は、必ず行ってください。

持続化給付金等ご存じですか

新型コロナウイルス感染症対策として説明会を実施いたします。

- ◆ 日 時：令和2年7月17日(金) 午後3時～
- ◆ 場 所：茨城町商工会 2階会議室

※7/15までにお申し込み下さい。

(TEL: 292-5979)

※説明会終了後、個別対応も致しますので以下のものを持参ください。

持参するもの

- ・昨年度の決算書 ・通帳
- ・今年度の売上 ・身分証明書など

退職者

4月30日をもって、商工会臨時職員野口有さんが退職されました。長い間お疲れさまでした。

女性部への加入資格

- 商工会の会員(法人ではその役員)もしくはその配偶者
- 商工会の会員の親族であって、その事業に従事している女性の方

会費: 3,600円(年額)

茨城町商工会女性部では、自分を磨く・仕事に活かす研修会・講習会の開催参加や地域のイベント活動に積極的に参加協力することによる地域活動、部員間の親睦や繋がりを強める親睦活動など様々な活動に取り組んでいます。ぜひ一緒に活動して、充実した自分を発見してみませんか?

年齢制限はございません。いつでも皆様の参加・加入をお待ちしております。

会員の皆様には、新型コロナウイルス感染症被害により、今まで経験したことのない様々な影響を受けたことと推察いたします。この度の社会的及び経済的危機は、東日本大震災時に生じた人的・物的被害を超えて、日本国内をはじめ世界規模での経済マヒが発生しており、人々の交流が感度拡大を招き、多種多様な産業へ影響を及ぼすという、社会活動と経済活動を同時に混乱化させる状況に陥っています。



佐藤勇会長

会長あいさつ

また、本来であれば東京オリンピックが開催され、日本全体が賑わいの中となり、合せて多くの地域の催事も華やかに開催されるはずでありました。これらがすべて延期または中止となり、大きな営業損失を被った事業者や関連的な事業機会の喪失を被った事業者の方もあったかと思ひます。

当会では、国の経済対策が発表されてから、融資制度の周知と指導を進め、地区内中小及び小規模企業の持続化給付金や県の休業協力金の申請支援のため、五月より連休中も事務所を開けて、職員が当番制で事業所の相談業務に当たりました。

今後も持続化給付金については、年内十二月の売上までが比較期間ですので、疑問点などあればお気軽に事務局へ相談に来ていただければと思います。

今年度、当商工会は創立六十年を迎える年であり、この節目として様々な地域振興策や若年動向優良従業員表彰等を企画しております。この新型コロナウイルスの感染鎮静化、病理方法の確立まで、何事においても不安感を払拭しえない状況と考へます。

これらを踏まえ、先ずは、社会経済の安定化を図る実効性のある支援施策の指導に役職員一丸となり取り組み、地域活動が従前のようにより復興するよう努力してまいります。

いすれにしましても、地域経済の総合的発展は会員事業所の発展でありますので、今後とも商工会活動に対するご支援ご協力をお願い申し上げます。



青年部員募集

- 入部資格
 - ・茨城町内事業所の後継者又は代表者
 - ・年齢が45歳までの男女
- 費用
 - ・加入金(加入時のみ)1,000円
 - ・会費(年間)12,000円

茨城町商工会青年部(大須賀寛寛部長)は六月三日(水)に、茨城町役場を訪れ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に役立ててほしいことから消毒液二十リットルを寄贈するため小林町長に目録を手渡した。

大須賀部長は、「子供たちの感染予防に役立ててほしい」と話した。

今後、消毒液を町内の小中学校に青年部員が手分けして配布するとしている。

小林町長は、「消毒用エタノールの需要が高まっている中、寄贈していただきありがたい」と感謝を述べた。

同商工会青年部は、同町社会福祉課にも寄贈している。

青年部だより

茨城町内小中学校へ消毒液の寄贈

	小規模事業者持続化補助金<一般型>	小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>
1. 対象事業者	小規模事業者の方 ・商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)常時使用する従業員の数5人以下 ・サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数20人以下 ・造業その他 常時使用する従業員の数22人以下	
2. 補助対象事業	(1) 策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等(生産性向上)のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。	(1) 補助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。 A: サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと。 B: 非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと。 C: テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること。 ※補助対象期間内に、少なくとも5回以上、テレワークを実施する必要があります。 (2) 策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等(生産性向上)のための取組であること。
3. 補助率	2/3…1件当たりの補助上限額50万円 ※ただし、次の場合は補助上限額100万円に引きあがります。 ①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者 ②市区町村の推薦を受けて当該市区町村の地域再生計画等に沿う買い物弱者対策等の事業を行う事業者	2/3…1件当たりの補助上限額100万円 新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策(サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備)に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3または3/4を補助します。補助上限額: 100万円。
4. 公募期間	受 付 締 切 第3回締め切り: 2020年10月2日(金)「締切日当日消印有効」 第4回締め切り: 2021年2月5日(金)「締切日当日消印有効」 商工会提出締切 ※なお、商工会で様式4号の事業支援計画書作成・交付の都合上、商工会には下記までに提出をお願いします。 第3回締め切り: 2020年9月25日(金) 第4回締め切り: 2021年1月29日(金)	受 付 締 切 第3回締め切り: 2020年8月7日(金)「郵送: 必着」 第4回締め切り: 2020年10月2日(金)「郵送: 必着」 ※なお、商工会で様式3号の事業支援計画書作成・交付の都合上、商工会には下記までに提出をお願いします。 第3回締め切り: 2020年7月31日(金) 第4回締め切り: 2020年9月25日(金)

新型コロナウイルス感染症対策融資

目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業の資金繰りを支援するため。
貸付対象者	県内に事業所を有する中小企業者で次のいずれかに該当する者 売上高等が前年同月比で ① 5%以上減少（セーフティネット保証5号利用）※1 ② 15%以上減少（機器関連保証利用） ③ 20%以上減少（セーフティネット保証4号利用）
市町村発行の認定書	必要
融資限度額	運転・設備・併用：8,000円
融資期間（据置期間）	運転・設備・併用：10年以内（5年以内）
融資利率	年1.3%～1.6%
利子補給	当初3年間、融資額3,000万円を上限に利子補給により実質ゼロ（要件あり）※2
信用保証料率	年1.3%～1.6%
信用保証料補助	融資額3,000万円を上限に国による補助により実質ゼロ（要件あり）※2
その他	保証付既存融資について本制度への借換え可能

※1：国が指定する業種が対象
※2：保証料補助・利子補給の適用要件
①個人事業主かつ小規模事業者で売上減少5%以上 保証料補助 10/10、利子補給 10/10
②上記を除く中小企業者で売上減少15%以上 保証料補助 10/10、利子補給 10/10
③上記を除く中小企業者で売上減少5%以上15%未満 保証料補助 5/10

コロナ小規模事業者経営改善資金

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者のうち、最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少した者であって、売上減少報告書等（※2）を提出できる者。
貸付限度	小規模事業者経営改善資金（一般マル経）とは別に1,000万円 （但し、日本政策金融公庫国民生活事業部における新型コロナウイルス感染症特別貸し付けのうち金利引き下げ措置に対する3,000万円を限度とする限度額に含まれる等、他の貸付けと重複する場合の貸付残高合計額に限度がある。）
貸付期間（据置期間）	運転資金：7年以内（3年以内） 設備資金：10年以内（4年以内）
貸付利率	当初3年間：特利F-0.9% 3年経過後：特利F
資金使途	新型コロナウイルス感染症の影響に対するための設備資金及び運転資金（借換資金（※3）を含む。）
利子補給	借換資金を含めて「特利F-0.9%」を適用する取引については、一定の要件に該当する場合、外部機関により利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる見込みである。

中小企業事業継続応援貸付金

目的	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が急減するなかで、公的融資制度や民間金融機関から融資を受けられなかった中小企業者、小規模事業者の方々に、県と市町村が協調して事業継続に必要な資金を無利子・無担保で貸付を行うものです。
貸付対象者	県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業・個人事業主で、次のいずれにも該当する者。 ○ 2019年12月末までに事業を開始しており、今後も継続する予定であること。 ○ 2020年1月から12月のうち、2019年同月比で1か月の売上が50%以上減少している月があること（昨年中に創業した場合は、月平均で50%以上減少していること）。 ○ 公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかったこと。 ○ 県税・市町村税について、原則として未納がないこと。 ○ 暴力団等反社会的勢力ではないこと等。 ※ 対象業種は、中小企業信用保険法第2条に規定する業種として、幅広く対象とします。
貸付条件	新規貸付枠 44億円（県3/4、市町村1/4） 貸付期間 10年以内（据置5年以内）※10年を限度に1回の延長可 貸付利率等 無利子・無担保 保証人 代表者保証（法人の場合） 償還方法 原則、半年賦又は一括 申請期間 2020年5月11日から2021年2月26日まで
貸付額	上限 200万円/事業者（県3/4、市町村1/4） ○ 市町村の予算措置より早く貸付決定した場合には、先に県分を貸付け ○ 上限額の範囲内で追加貸付可 計算 原則として 前年売上×1/2 - （対前年売上▲50%以上の月売上×6ヵ月） 方法 ※上記により、当座の事業資金を貸付け。昨年中に創業した場合等は別途計算
資金使途	事業の継続に必要な資金

新型コロナウイルス対策
特別相談窓口の開設継続

茨城町商工会は緊急事態宣言発動に伴い、売上減少等の小規模事業者に対して「持続化給付金」や「コロナ対応融資」等の相談や申請手続等の相談窓口を5月1日（金）から開設し支援を行っています。
相談窓口は今後も継続して行い、窓口は9時から16時までで、事前に電話予約をしてから相談・申請手続に来ていただきます。
いばらき市にお申し込みください。

持続化給付金の申請手続きをサポート

持続化給付金に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支援し、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
- 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30～19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日・金曜日）



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、**4月1日から9月30日までを緊急対応期間**と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において、さらなる特例措置を実施いたします。
（6月12日に、緊急対応期間を9月30日まで延長しました）

特例以外の場合の雇用調整助成金	4月1日から9月30日までの期間 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件（3ヵ月10%以上減少）	生産指標要件を緩和（1ヵ月5%以上減少）
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成（緊急雇用安定助成金（4/1創設））
助成率 2/3（中小）1/2（大企業）	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、10/10（中小）、3/4（大企業）
日額上限額 8,330円	日額上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日）5月19日～は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6ヵ月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20（中小）、1/15（大企業）	併せて、休業規模要件を緩和 1/40（中小）、1/30（大企業）
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練助成率 2/3（中小）1/2（大企業） 加算額 1,200円	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、10/10（中小）、3/4（大企業） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）
出向期間要件 3ヶ月以上1年以内	出向期間要件 1ヶ月以上1年以内

※赤字は特例による拡大措置